

令和7年度

移住・定住促進支援事業

応募要領

丹波地域での移住後の暮らしを体験、体感できるツアーの実施に要する経費の一部を補助します。

募集受付期間

令和7年4月21日（月）～令和8年1月30日（金）

兵庫県丹波県民局県民躍動室地域共創課

令和7年度 移住・定住促進支援事業 応募要領

1 事業目的

近年、田舎暮らしや地方移住への関心がある中で、移住後の暮らしなどを体験できるツアーのニーズが高まっています。ツアー参加者は移住後の生活が明確になり、移住前後のギャップを減らすことで、更なる移住者数の増加・定住の促進が期待されます。

そこで、丹波県民局では丹波地域における移住・定住に向けたツアーを支援することとし、当該ツアーを実施する事業者を募集します。

2 補助対象者

丹波地域（丹波篠山市、丹波市）に本店又は活動拠点を有し、移住・定住を促進する事業を扱う中小企業、中小企業団体（事業協同組合等）、小規模事業者、個人事業主等（地域団体や農業従事者等を含む）。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 政治、宗教、選挙活動又はこれらの団体の宣伝活動を行う者
- (2) 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を行う者
- (3) その他事業の趣旨に適合しないと認められる者

3 補助対象事業

丹波地域への移住・定住に向けて、補助対象者が取り組む、以下の全ての要件に該当するツアーであること。

- (1) 先輩移住者や地元住民との交流会、古民家見学等、ツアー参加者が丹波地域での移住後の暮らしを体験、体感できるツアーであること。
- (2) 丹波篠山市、丹波市にまたがるツアーであること。
(両市にまたがるツアーを基本とするが、一市での実施も可とする。)
- (3) 日帰りまたは一泊二日のツアーであること。

4 補助対象外事業

- (1) 観光ツアー等、移住・定住の促進を目的としない事業
- (2) 政治、宗教、選挙活動又はこれらの宣伝を目的とする事業
- (3) 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業
- (4) 単なる備品購入等で完結する事業
- (5) 県又は県の外部団体から他の助成金を受けている事業
- (6) その他趣旨に適合しないと認められる事業

5 補助対象となる事業の実施期間

交付決定の日～令和8年3月31日（金）

事業着手は交付決定後とし、上記実施期間内に支払を終えた経費が対象となります。

6 支援内容

(1) 補助額

日帰りツアー：1補助事業者あたり補助対象経費の1/2以内で8万円を上限

一泊二日ツアー：1補助事業者あたり補助対象経費の1/2以内で16万円を上限

※日帰りツアー、一泊二日ツアーともに千円未満切捨

(2) 補助対象経費

丹波地域への移住・定住を促進するツアー実施に係る下記の経費

対象経費	対象経費の例示
① 謝金・旅費	交流会での講師、古民家見学等での案内人への謝礼・旅費
② 宿泊費	ツアー参加者の宿泊に要する経費
③ 印刷費	ツアー参加者募集にかかるポスター、チラシの作成経費
④ 需用費	用紙、文具等消耗品の購入経費
⑤ 役務費	郵送代等通信、運搬に要する経費、振込手数料
⑥ 宣伝費	新聞・雑誌・ネット広告等に要する経費
⑦ 使用料	バス、レンタカー借上げ費、会場、設備、物品の使用料
⑧ その他特に県民局長が必要と認めるもの	

※ 消費税納税義務者の場合は、当該補助対象事業費に仕入れに係る消費税等相当額があれば、これを補助対象外経費として申請してください。

※ 補助対象とならない経費の例示は下記をご覧ください。対象経費であるか不明な場合はお問い合わせください。

補助対象とならない経費の例示
① 謝金・旅費・・・補助対象者の構成員への謝金・旅費、 ツアー実施時のガイド・講師・通訳への謝金 等
② 食糧費・・・ツアー中の弁当、食事、茶菓代 等
③ 需用費・・・参加者への記念品・参加賞、販売物の仕入れ材料費、 ツアー実施時に参加者が使用する資材・食材などの原材料費 等
④ 委託料・・・活動の大半を占める専門業者に対する業務委託代金 等
⑤ 使用料・・・補助対象者の構成員等が所有する物品に係る使用料 等
⑥ 備品購入費・・・恒常的な事務事業の執行・管理等に用いるもの 等
⑦ 使途が不明な経費（領収書がない経費等）
⑧ 補助金交付決定以前に発注した経費
⑨ 恒常的な運営費など関係のない経費（人件費、施設賃借料などの経常経費）

7 補助事業の募集受付期間

令和7年4月21日（月）～令和8年1月30日（金）

※予算に達し次第募集を終了します。

8 採択事業の決定について

申請種類の到達の日から起算して15日以内（休日及び補正に要する日数は含まない）に、県民局において事業の内容や効果等を審査のうえ採択事業を決定し、通知及び交付決定の手続を行います。審査の結果、採択しない場合がありますので、ご注意ください。審査は応募があり次第、随時実施します。

[審査において考慮される主な事項]

- (1) プログラムの内容（多くの参加者を集めることができる内容か。）
- (2) 移住・定住への貢献性（移住・定住を促進することに効果的なツアーであるか。）

9 補助事業の採択件数

日帰りツアー：10件

一泊二日ツアー：5件

10 実績報告

補助事業が完了した日から30日以内または令和8年4月10日（金）のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。提出された実績報告書、収支決算書、証拠書類（契約書、請求書、領収書の写し等）や写真、記事、チラシ等印刷物に基づき実績を確認します。なお、後日、証拠書類（同上）の正本などの検査を行う場合があります。

11 補助金の支払

実績報告書を精査のうえ、補助金額を確定し、補助金請求書に基づき指定の口座に振り込みます（精算払）。ただし、事業の一部が終了した又は事業を実施することが確実など必要と認められる場合は、請求に基づいて補助金の1/2以内を限度として概算払いすることがあります。

12 交付決定の取消及び補助金の返還

次に掲げる事項に該当する場合は、交付決定の取り消し及び既に交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることがあります。この場合、返還金に係る加算金の納付や返還金の納付が遅れた際は、遅延利息金の納付が必要です。

- （1）提出期限など兵庫県が定める補助金交付要綱の規定に違反したとき
- （2）補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき
- （3）補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- （4）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

13 補助事業者の義務

補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を遵守しなければなりません。

- （1）補助事業について、兵庫県が進捗状況の報告を求めた時は、速やかに報告しなければならない。
- （2）交付決定後、申請内容に変更が生じる際は、変更交付申請が必要な場合があるため、速やかに県民局に協議しなければならない。
- （3）補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

14 応募手続

- （1）申請書類の提出先

兵庫県丹波県民局県民躍動室地域共創課 田路・甘中

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原688

TEL：0795-73-3779 FAX：0795-72-3077

E-mail: tambakem@pref.hyogo.lg.jp

- （2）提出書類

①補助金交付申請書（様式第1号） ②収支予算書（別記） ③誓約書（様式第1号の2）

④事業計画書（別紙様式1） ⑤見積書等（写し） ⑥その他参考となる書類

※ 様式は「丹波県民局ホームページ」からダウンロードしてください。

URL：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/tnk11/20250421juuteijuu.html>

- （3）提出方法

持参、郵送、電子メール ※ 持参の場合：受付時間 9:00～17:30（土日祝を除く）

郵送の場合：受付期間最終日必着